

セミナー「日本の領土問題」

担当：福地俊夫

I 外国語学習で論ずべき問題か？

- 1 私の経験
- 2 社会的に賛否両論のあるトピック (controversial topics)
- 3 パウロ・フレイレの識字教育での実践

II 国境について

- 1 1648年ウエストファリア条約によって国境の概念が明確化。
- 2 領海：12海里（約22.5キロ）。接続水域（予防に留まり、強制措置まで含まれない）は24海里。
- 3 排他的経済水域（EEZ）：200海里（約370キロ）。他国籍の船が航行するのは可。隣国との距離が400海里以上離れていない場合、中間線がEEZ。
- 4 大陸棚：350海里または水深2500メートルの線から100海里。海底の経済的権利のみ。ただし、大陸棚限界委員会で決定。
- 5 「宇宙からは国境線は見えなかった」（毛利衛）

III 領土問題の特徴

- 1 ゼロサム・ゲーム (win-win にならない)
- 2 テクノロジーが国家の支配できる範囲を広げた。
- 3 「領土問題」は「法的問題」「政治的問題」「歴史的問題」の三側面が絡み合っている。
- 4 民族主義が解決を難しくしている。
- 5 領土問題の要因
 - ①経済（海底資源・漁業資源）
 - ②国防・軍事戦略
 - ③戦後処理
 - ④民族対立

IV 日本の領土問題

島嶼	実効支配国	面積	人口
択捉島（北方四島）		3184 k m ²	
国後島（北方四島）		1499 k m ²	
色丹島（北方四島）		253 k m ²	
歯舞諸島（北方四島）		100 k m ²	
魚釣島（尖閣諸島）		k m ² ()	
竹島		k m ² ()	

V 北方領土

- 1855 日露通好条約において、当時自然に成立していた択捉島とウルップ島との間の両国国境をそのまま確認
- 1875 樺太千島交換条約により、日本は千島列島（千島列島最北の島からウルップ島までの18島で、北方四島は含まれない）をロシアから譲り受けるかわりに、ロシアに対して樺太全島を放棄
- 1905 日露戦争後のポーツマス条約において、日本はロシアから南樺太を譲り受ける
- 1941 日ソ中立条約に調印
- 1945 ヤルタ会談（米英ソ）でソ連が対日参戦する見返りとして、日本に南樺太をソ連に返還させ、千島列島をソ連に引き渡させる密約（ヤルタ協定）が結ばれる。8月8日、ソ連が日ソ中立条約を破棄し、宣戦布告。日本はポツダム宣言を受託し、無条件降伏。ソ連軍が千島列島に侵攻し、9月5日までに北方四島を占領
- 1951 サンフランシスコ平和条約で、日本は千島列島と南樺太の権益を放棄。平和条約国会で、日本政府は、放棄した千島列島の範囲に、国後島・択捉島が含まれると説明（1956年2月に変更）
- 1956 日ソ共同宣言で国交回復。平和条約締結後、歯舞諸島・色丹島を日本に引き渡すという条文が盛り込まれる。しかし、1960年日米安全保障条約のため実現せず
- 1973 日ソ首脳会談で、田中首相が四島一括返還を条件に経済協力を打ち出したが、交渉はまとまらず
- 1991 ゴルバチョフ大統領が来日し、領土問題の存在を公式に文書で認める
- 1993 細川首相とエリツィン大統領が双方で領土問題の存在を認める
- 1997 橋本首相とエリツィン大統領が領土問題の解決に向けて双方が努力することを確認
- 1998 エリツィン大統領が来日。橋本首相が「択捉島とウルップ島の間には国境があると確認できれば、ロシアが四島を実効支配している現状を法的に有効と認め、当面は日

- 本に返還しなくてもよい」と妥協案を提案したが、受け入れられず。ただし、平和条約について北方四島の帰属問題解決を内容とすることで意見が一致
- 2001 森首相がプーチン大統領と会談。四島の帰属問題を解決し、平和条約を締結することを再確認
- 2009 麻生首相が「ロシアによる不法占拠」と発言し、ロシアを刺激
- 2010 メドヴェージェフ大統領が、初めてロシアの国家指導者として国後島入り

・日本側の主張

- ①日本は北方四島のほか樺太、千島列島の存在をロシアより早く知っており、17世紀初めには、松前藩が北方四島を藩領として統治し始めた。1855年日露通好条約で国境線に関して平和的に合意。
- ②ヤルタ協定（ソ連が対日参戦する見返りとして、日本に南樺太をソ連に返還させ、千島列島をソ連に引き渡させる密約）は、参加していない日本に対して何一つ効力がない。
- ③日本は、1945年8月15日にポツダム宣言を受諾しているため、それ以降のソ連の北方四島進出は不法占領である。
- ④サンフランシスコ平和条約で日本が領有を放棄した「千島列島」に北方四島は含まれない。

・ロシア側の主張

- ①ヤルタ協定（ソ連が対日参戦する見返りとして、日本に南樺太をソ連に返還させ、千島列島をソ連に引き渡させる密約）には正当性がある。ヤルタ協定は国際的義務である。
- ②1945年9月2日降伏文書の調印のときまで戦争状態が続いたため、ソ連の北方四島進出は不法占領ではない。
- ③サンフランシスコ平和条約で日本が領有を放棄した「千島列島」に北方四島は含まれる（サンフランシスコ平和条約にソ連は調印していない）。

VI 尖閣諸島

- 1885 福岡県の実業家・古賀辰四郎（こがたつしろう）が探検
- 1895 日本政府は、尖閣諸島が無人島であり、中国の支配が及んでいないことを確認し、正式に日本の領土へ編入
- 1946 GHQが尖閣諸島を含む南西諸島の施政権を連合国へ移す
- 1951 サンフランシスコ平和条約に調印、尖閣諸島は米国施政下へ
- 1968 国連アジア極東経済委員会が東シナ海の海底調査を開始。翌年、埋蔵量が豊富な油田がある可能性が高いと発表
- 1971 沖縄諸島とともに尖閣諸島も施政権が返還される。台湾、中国が公式に領有権を主張し始め、論争が激化
- 1972 日中国交正常化
- 1978 中国漁船100隻以上が突如尖閣諸島付近に押し寄せ、東シナ海における日本の領海を侵犯。日本青年社が魚釣島に灯台設置。鄧小平国務院常務副総理が「こういう間

題は一時棚上げしても構わない、次の世代は我々より、もっと知恵があるだろう。皆が受け入れられるいい解決方法を見出せるだろう」と述べる

- 1994 中国が尖閣諸島北北東 320 キロの日中中間線より 570 メートル日本側に入り込んだ海域で海底油田の試掘。日本は警告
- 1996 台湾・香港の活動家等 4 人が魚釣島に上陸
- 2004 中国の活動家 7 人が魚釣島に上陸し、強制退去処分
- 2010 尖閣諸島久場島（くばじま）北西で中国の漁船と日本の海上保安庁の巡視船が衝突
- 2012 石原東京都知事が、都が魚釣島、北小島、南小島の 3 島を購入する方針を決めたことを発表。その後、日本政府が 20 億 5 千万円で買取り国有化。この国有化は、都による購入計画（実効支配強化のために島に様々な施設を作る）を阻止し、日本の実効支配強化が進むことへの中国の反発を抑え、尖閣諸島の「平穏かつ安定的な維持管理」を行うことを目的とした。この国有化に対して中国では反日感情が高まり、中国各地の 50 以上の都市で日中国交正常化以降最大規模となる反日デモが発生

・日本側の主張

- ①近代になって尖閣諸島に初めて入ったのは日本人・古賀辰四郎である。
- ②確かに、中国皇帝が琉球に派遣していた「冊封使（さくほうし）」という使節の記録のなかに尖閣諸島の名が記載されているが、その帰属は明らかではない。
- ③尖閣諸島が無人島であり、清の支配が及んでいないことを確認して、1895年に編入。
- ④日清戦争後の下関条約（1895）によって清（中国）から日本に割譲されたのは台湾と澎湖諸島であり、尖閣諸島は含まれていない。サンフランシスコ平和条約（1951）で、台湾の領有を放棄しても、尖閣諸島は無関係である。
- ⑤日中間の領海の境界は中間線にある。

・中国側の主張

- ①中世に中国皇帝が琉球に派遣していた「冊封使」という使節の記録のなかに、尖閣諸島の名が記載されている。1372～1879年まで、中国は琉球に冊封船派遣する一方、琉球は中国に朝貢船を派遣。当時、中国と琉球は支配従属関係にあった。
- ②1895年1月は日清戦争中であり、日本が一方的に尖閣諸島に侵略した。
- ③尖閣諸島は、日清戦争後の下関条約（1895）において、清（中国）から日本に割譲された台湾の付属島嶼である。日本は太平洋戦争後にサンフランシスコ平和条約（1951）を締結した際、台湾の領有を放棄したのだから、尖閣諸島についても台湾と同じく領有は放棄されている。
- ④尖閣諸島は中国沿岸から延びる大陸棚の上であり、国連海洋法条約（1996 批准）にもとづいて制定された中国の大陸棚法により中国領土となる。

VII 竹島

- 1905 日本政府が閣議で竹島を領土編入
- 1910 日韓併合条約

- 1946 GHQにより、竹島に対する日本政府の施政権が暫定的に停止
- 1951 サンフランシスコ平和条約で、日本が放棄すべき地域として「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定（竹島は含まれず）
- 1952 韓国政府が李承晩ラインを一方的に宣言（海洋主権宣言）し、竹島の領有を主張
- 1954 韓国が竹島に駐留する沿岸警備隊を派遣し、現在に至る実効支配の足場固めを進める
- 1965 日韓基本条約が調印され、李承晩ラインが廃止。竹島問題は紛争処理事項だとされたが、その後、韓国は竹島の領有問題は紛争処理事項ではないとの立場を取り交渉に応じず
- 2004 鬱陵島から竹島への観光船を就航させる
- 2005 島根県議会が竹島の日条例を可決
- 2012 李明博大統領が韓国の現職大統領としては初めて、竹島を訪問。背景には、韓国の国民の民族感情に訴えることで、失いつつある求心力を回復しようというねらいがあるものとみられている

・日本側の主張

- ①1650年代に伯耆藩米子（ほうきはんよなご）の大谷家と村上家が、幕府から許可を得て松島（＝竹島）を管轄していたという記録があり、1779年『改正日本輿地路程全図（かいせいにほんよちろていぜんず）』に竹島の位置が正しく記載されている。
- ②韓国の主張する干山島（ウサンドウ）や三峰島（サムポンドウ）が竹島であるという根拠はない。
- ③1905年に島根県へ編入したが、諸外国からの抗議などはない。
- ④ポツダム宣言には「日本は暴力や貪欲によって略取した地域から駆逐されなければならない」という規定があるが、竹島は規定の適用外である。

・韓国側の主張

- ①15～16世紀の文献には、干山島や三峰島という名で竹島の記述がある。
- ②1905年日本への編入のときは、韓国はすでに日本の保護国になっていたため、抗議できなかった。
- ③ポツダム宣言には「日本は暴力や貪欲によって略取した地域から駆逐されなければならない」という規定があるが、竹島領有は日本の朝鮮侵略の第一歩であり、竹島は略取された島である。

VII 解決策

1 基本的な考え方

- ①武力衝突を避ける。
- ②「日本政府＝日本国民・対・他国政府＝他国民」という構図ではなく「日本国民＝他国民・対・日本政府＝他国政府」という構図も視野に入れる。民間レベルのコミュニケーション。

- ③両国とも感情的にならない。特に両国の指導者・マスコミ。
- ④「固有の領土」の根拠は不明。両国とも領土問題の存在を認める。

「勝利という概念は、敵対する者との関係ではなく、自分自身がつもつ価値体系との関係で意味をもつ。」(トーマス・シェリング『紛争の戦略』)

「当事者双方の利益が完全に対立し合う純粋な紛争など滅多にあるものではない。」
(トーマス・シェリング『紛争の戦略』)

2 「国益」とは何か

- ①「国益」とは、すべての国民の利益か？ 一部の国民の利益か？ 当該国だけの利益か？ 当該国と他国との共通利益か？ 「グローバル利益」は存在するか？
- ②「国家」とは何か？ その地域で生活する住民の権利・意思は？
- ③「利益」とは何か？ 「経済的利益」？ 「心理的利益」？

3 様々な解決策

①武力

日本には勝ち目ない。アメリカも助けない。

②二国間直接交渉

棚上げ方式

領土問題の比重を下げて、平和条約などを結ぶことが先決。

共同統治の可能性は？

領土放棄は可能か？ 第二次大戦後、多くの自国領を放棄したドイツの例

③国際司法裁判所

各国の領土問題に関わる多くの判決がある。

④地域機構を創設

アジアはみんなのもの。EUのようにうまくいくか。

●参考図書

- 『日本の領土問題』(保阪正康・東郷和彦)
- 『日本の国境問題』(孫崎享)
- 『領土問題が2時間でわかる本』
- 『日本の領土』(芹田健太郎)
- 『日本と世界の領土問題』(高橋和夫・川嶋淳司)
- 『誰も見たことのない日本の領土』

●参考ホームページ

日本の領海等概念図 http://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/ryokai_setsuzoku.html
外務省（領土問題についての Q&A あり）

●担当教師（質問はいつでも受け付けます。）

福地俊夫

E-mail : fuku@aaa.email.ne.jp

URL : <http://www.asahi-net.or.jp/~yh8t-fkc/>

（「福地俊夫」で検索すればどこの検索エンジンでも探せます）